

特定金属くず買受業の開始届出について

- **令和8年6月1日時点で、既に特定金属くず買受業を営んでいる方**
⇒ 令和8年8月31日までに届出をしてください
- **令和8年6月1日以降に、新たに特定金属くず買受業を営もうとする方**
⇒ 事業開始の前日までに届出をしてください

※ 特定金属くず買受業の開始の届出は、**営業所ごとの届出**が必要です。(届出に手数料はかかりません。)

届出先

特定金属くずの買い受けを行う営業所（以下「営業所」という。）の所在地を管轄する警察署（生活安全課）へ届出してください。

☆ 岩手県内に複数の営業所を設置する場合、そのいずれかの営業所の所在地を管轄する警察署にまとめて届出できます。

届出事項

金属盗対策法第3条第1項で規定する下記の事項を、事業開始届出書（金属等対策法施行規則別記様式第1号）で届出してください。

※事業開始届出書様式は申請・届出ページに掲載する予定です。

- ・ 特定金属くず買受業を営もうとする者の氏名又は名称、住所
- ・ 法人である場合には、代表者の氏名
- ・ 営業所の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス等
- ・ 特定金属くずの保管場所の所在地（複数ある場合すべての所在地）

添付書類

事業開始届出書には、下記の書類を添付してください。

- ① 営業所及び特定金属くず保管場所の平面図
- ② 営業所及び特定金属くずの保管場所の略図
- ③ 届出者が個人の場合～住民票の写し

届出者が法人の場合 { 定款
登記事項証明書
代表者の住民票の写し